

障害者の居住にも対応した住宅の設計ガイドラインに関する検討会

- 近年、バリアフリー法の改正や建築設計標準の見直しが行われるなど、建築物のバリアフリー環境の整備に向けた取組が進められている中、賃貸の共同住宅についても障害者が居住可能なバリアフリー環境の整備に向けた取組が求められている。
- このため、学識経験者や障害者団体、住宅の設計又は供給に係る団体から構成される検討会・WGを設置し、障害者(主に車椅子使用者)が地域において自立した生活を送ることを目指して、住宅の設計における具体的な配慮事項の検討を実施。令和6年6月、「地域で自立して居住することを目指して一障害者の居住にも対応した住宅の設計ハンドブック」を策定。

委員(検討会及びWG)等 (順不同・敬称略)

- 【学識経験者(学識者WG参加委員)】**
- 高橋 儀平 東洋大学 名誉教授【座長】
 - 松田 雄二 東京大学大学院 工学系研究科建築学専攻 准教授
 - 橋本 美芽 東京都立大学大学院 人間健康科学研究科 准教授
 - 渡邊 慎一 横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長
 - 布田 健 国立研究開発法人 建築研究所 研究専門役
 - 佐藤 克志 日本女子大学 家政学部住居学科 教授
- 【障害者団体(当事者WG参加委員)】**
- 小川 剛矢 社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会
 - 大濱 眞 公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会 代表理事
 - 佐藤 聡 特定非営利活動法人 DPI日本会議 事務局長
 - 今村 登 全国自立生活センター協議会 副代表
- 【住宅関係団体(実務者WG参加委員)】**
- 上田ときわ 公益社団法人 日本建築士会連合会
 - 星野 康二 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
 - 佐々木 寿久 公益社団法人 日本建築家協会
 - 根岸 理香 一般社団法人 住宅生産団体連合会
 - 池田 崇徳 一般社団法人 不動産協会
 - 金子 祐子 一般社団法人 高齢者住宅協会
- 【事務局】**
- 国土交通省住宅局安心居住推進課
 - 株式会社アルテップ

開催経過

■ 第1回検討会	令和5年4月15日	・ 検討の進め方
第1回WG		・ 水準案に関する議論(1)
当事者WG	令和5年5月15日	
学識者WG	令和5年5月17日	
実務者WG	令和5年5月18日	
第2回WG		・ 水準案に関する議論(2)
当事者WG	令和5年5月29日	
学識者WG	令和5年5月31日	
実務者WG	令和5年6月 1日	
■ 第2回検討会	令和5年6月29日	・ WGにおける議論を踏まえた要検討事項
車椅子使用者へのヒアリング	令和5年10月～ 令和6年2月	<ヒアリング項目> ・ トイレ及び浴室の使用にあたっての手順 ・ お住まいの住宅における生活状況や単位空間ごとの使用状況 等
車椅子使用者による検証実験	令和5年11月～ 令和5年12月	<検証項目> ・ 通路、出入口、トイレ、浴室の使用にあたっての手順と必要寸法
視覚障害者、聴覚障害者へのヒアリング	令和6年2月	<ヒアリング項目> ・ 賃貸住宅の専用部、共用部における設計上配慮すべき事項
■ 第3回検討会	令和6年3月28日	・ ヒアリング及び検証実験の結果 ・ ハンドブック案

「障害者の居住にも対応した住宅の設計ガイドラインに関する検討会」における主なご意見

本ハンドブックの位置付け・基本的な考え方について

- 当事者WG
 - ・ 障害者自身が賃料を支払い、自立して生活することができる賃貸住宅を増やすことが重要ではないか。
 - ・ 賃貸共同住宅で、最も物理的な障壁があるのは車椅子使用者であるため、車椅子使用者を対象とすることが望ましいのではないか。
- 学識者WG
 - ・ 障害者の住宅基盤を整えるために、本ハンドブックに沿った住宅を増やすことが重要ではないか。
 - ・ 障害者年金で暮らすニーズを踏まえると、広い面積の住宅だけを普及すればよいわけではないのではないか。

対象とする住宅について

- 当事者WG
 - ・ 対象とする住宅は、新築の場合、すべての住宅のすべての住戸（エレベーターが設置されていない物件は1階のみ）が良いのではないか。
 - ・ 最低限求めるバリアフリーの機能は、共用部・住戸内が段差解消されていること、浴室・トイレに車椅子でアクセスできることではないか。
- 学識者WG
 - ・ 対象とする住宅は、基本的に賃貸の共同住宅ではないか。
 - ・ 共同住宅を主な対象とした場合でも、専用部は戸建て住宅にも参考になるような整理が必要ではないか。
- 実務者WG
 - ・ 対象とする住宅は、全住戸を対象とすることが望ましいのではないか。
 - ・ 改築や改修は、専用部は一定可能だが、共用部（特に共用玄関）の段差解消や廊下幅の拡幅は大がかりな工事になるのではないか。

基本レベルの対象者（想定居住者）について ※介助を要する車椅子使用者を、基本レベルの対象に含めるかについて

- 当事者WG
 - ・ 介助の有無による空間の違いは、介助者が一緒にいる場合は広いスペースが必要になる。具体的に介助者のスペースが大幅に必要なのはトイレ及び浴室で、それ以外では、自立や軽い介助の場合とあまり変わらないのではないか。
 - ・ 電動車椅子使用者も、ある程度使える水準を基本レベルに含めてほしい。
- 学識者WG
 - ・ 生活上のADLは様々なので、介助の有無は「車椅子の移乗・移動に介助が必要か」と位置付けることがよいのではないか。その上で、車椅子の操作に介助が必要な場合は、介助者のスペースが一定必要になるが、基本レベルに入れるべきではないか。
 - ・ 介助動作は人によって異なり、また様々な場面が想定されるため、個別の配慮事項として整理してはどうか。
- 実務者WG
 - ・ 対象住宅を全住戸とする場合、まずは自立の手動車椅子使用者を想定した方がよいのではないか。電動車椅子もコンパクトなものがあるので、検証を行った上で、整理すべきではないか。